

指名停止状況(令和7年4月9日現在)

発番号	商号又は名称 本店所在地	停止期間	停止理由
6芦財契 第836号	パナソニックEWエンジニアリング 株式会社 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	令和7年3月17日から 令和7年5月16日まで	パナソニックEWエンジニアリング 株式会社は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者及び工事現場の主任技術者として配置していたことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、近畿地方整備局から令和7年1月31日付で同法第28条第1項及び第3項の規定による監督処分(指示及び営業停止22日間)を受けた。
6芦財契 第836号	パナソニック環境エンジニアリング 株式会社 大阪府吹田市垂水町三丁目28番33号	令和7年3月17日から 令和7年5月16日まで	パナソニック環境エンジニアリング 株式会社は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者及び工事現場の主任技術者として配置していたことにより、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、近畿地方整備局から令和7年1月31日付で同法第28条第1項及び第3項の規定による監督処分(指示及び営業停止22日間)を受けた。
7芦財契 第32号	株式会社 エトウ 福岡県遠賀郡水巻町樋口7番6号	令和7年4月9日から 令和7年5月8日まで	令和6年5月30日に締結した「城ヶ浦旧農業用ため池廃止・水路整備工事」について、施工体制、技術者の配置及び工程管理の不備により、過失による粗雑工事をしたと認められるため。